

赤穂市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

赤穂市子ども・子育て支援事業計画について、計画期間の中間年となる本年度に計画の見直しを行う。

1 見直し内容

- (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策
- (2) 地域子ども・子育て支援事業

2 赤穂市子ども・子育て会議のスケジュール予定（案）

	子ども・子育て会議	事業計画
平成 29 年 10 月 5 日	第 1 回赤穂市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画に係る中間年の見直しについて	
平成 30 年 2 月 ～3 月	第 2 回赤穂市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画に係る中間年の見直し結果について ・子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について	
平成 30 年 3 月		子ども・子育て支援事業計画見直しの結果公表

『市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）』より抜粋

2. 見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも 10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値/量の見込みとなる場合)には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

① 平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 又は、

② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない(女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい)。

(参考) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(略)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の(一)又は四の二の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

6. その他の留意点

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

その際、

- ・放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う。
- ・一時預かり事業について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・利用者支援事業について、昨年度、厚生労働省で行った「保育所等利用待機児童数調

査に関する検討会」におけるとりまとめにおいて示されたとおり、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直しを行う。

- 地域子育て支援拠点事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行うことなどが考えられる。